

OEM製品等に該当する製品の取扱いについて

令和5年1月25日

公益財団法人 水道技術研究センター

「水道技術支援事業規程集（平成26年3月）」及び「浄水用設備等の技術認定に関する膜ろ過設備 OEM 製品の審査料について（令和3年10月12日 公表）」では、OEM 製品等を扱う場合の審査料について規定している。

これらの規定における「OEM 製品等」については、その適用範囲を以下のとおりとする。

- (1) OEM 元と OEM 先が OEM 製品に関する契約を締結しているもの。
- (2) 製品の販売権の付与等により他社製品を自社製品として販売するもの。
- (3) その他、(1) (2) と同等の扱いが相応しいことを当センターが認めたもの。

なお、いずれの場合においても、条件が成立することを証明する契約関係書類等を、当センターへ提示するものとする。

以上